

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	パナソニック E W エンジニアリング (株)						
所 在 地	大阪府大阪市中心区域見 2 - 1 - 6 1						
認 定 番 号	0 0 - 0 1 4 2 8 0						
入札参加停止期間	令和 7 年 3 月 19 日 から 令和 7 年 4 月 18 日まで (1 か月)						
事 実 概 要	当該資格者は、建設業法の規定に違反し、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 7 年 1 月 31 日、国土交通省近畿地方整備局から監督処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。						
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 11 号 (不正又は不誠実な行為) に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。						
備 考	【別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不 正 又 は 行 為</td><td>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td></tr> <tr> <td></td><td>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</td></tr> </tbody> </table>	措 置 要 件	期 間	不 正 又 は 行 為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき		当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
措 置 要 件	期 間						
不 正 又 は 行 為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき						
	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内						